

確認しよう、最低賃金！

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 985円	発効日 令和6年10月4日
特定最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間 1,067円	発効日 令和6年12月28日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間 1,056円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間 1,056円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間 1,056円	

- 18歳未満又は65歳以上の方や、定められた軽易な業務に従事する方等については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外されます。
- 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。
- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方等については、使用者が労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話027-896-4737）

又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

賃金引上げを支援する各種助成金もご活用ください。

○各種支援策のご案内はこちら 

